

## 決 議

厚生労働省では、平成15年3月より、「保健所長の職務の在り方に関する検討会」において、保健所長の業務、資質、資格要件等に関して議論を行っているが、都道府県医師会長協議会は、地域住民の生命・健康確保の観点に鑑み、保健所長の医師資格要件を廃止することには下記の理由から強く反対であることを、ここに決議する。

平成16年1月20日

都道府県医師会長協議会

1. 地域保健法においては、保健所の機能強化を図り、保健・医療分野でのより高度な専門的機能が求められている。したがって、保健所長が医師であることは最低条件であり、更なる研鑽が求められる状況にある。
2. 「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」のなかには、「地域における健康危機管理体制の確保」が明記されている。健康危機管理を適切、かつ迅速に行うためには、的確な判断と連携が必要で、医学的知識のある医師が保健所長としての意思決定を行うとともに、医療機関、所轄行政、警察や消防などと連携する必要がある。
3. 保健所の業務の中には、母子、老人保健に関する事項はもとより、エイズ、結核等の感染症対策及び精神保健対策、難病対策、さらには地域住民に係る疫学的研究等、医学上の専門的知識なしには行い得ないものが多い。加えて緊急な判断を要する集団食中毒、SARS等の予期せぬ新興感染症、生物・化学兵器テロ等に対応するためには、保健所長が医師であることが必要不可欠である。

4. 保健所の職員には、医師、薬剤師、保健師、臨床検査技師、診療放射線技師及び管理栄養士等多様な医療関係者がいるので、それらの職種を統括し、協力体制を構築するには、医師である保健所長の存在が重要である。
5. 保健・医療・福祉の整合を図り、地域医療計画等を円滑に推進するためにも、保健所管内の医師会、医療関係者等との連携、調整を密にする必要があり、幅広い専門的知識が求められる保健所長は医師であることが最も重要である。地域保健の第一線で活動し、統括する保健所の長は医師でなくては務まらない。
6. 新医師臨床研修制度においては、地域保健・医療が必修科目とされており、医師を保健所長として配置することは最も望ましく不可欠の要件と考える。
7. 阪神・淡路大震災、地下鉄サリン事件等における災害救助の拠点として、また東海村臨界事故のような放射線障害への対応に際しても、保健所の果たした役割は大きい。殊に人命、健康被害に対応するためには、医師として迅速かつ的確に対応できる保健所長が絶対必要であることが実証されている。

#### 追記

保健医療部門の事業を推進し、健康危機管理発生時に対応していくためには、保健医療に深い専門知識と決断のできる医師が、保健所長として保健所の職員を指揮し、的確な判断と迅速な行動をとることが不可欠である。

わが国の保健所は、地域住民の健康の保持及び増進並びに安全確保のために、十分な役割を果たしてきたと評価できる。医師である保健所長の貢献は大きい。今後の保健所においては、地域住民の健康のためにより一層の専門性が必要となる。現在、問題となっているのは、保健所長が医師でなくて良いということではなくて、保健所長に相応しい医師の確保ができないことである。しかし、最近の保健所長の複数保健所兼務状況はわずか3.8%であり、以前より改善されている。

国は、保健所長として相応しい医師を確保するため、更に基盤整備、環境整備に努力すべきである。